

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

【算定要件】

- 1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- 4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査、治療内容
肺炎	人数	2	1	2	1	1	2	0	3	2	2	1	2	診察、聴診、検温、 酸素飽和度測定、血液検査 抗生剤投与
	日数	11	5	14	3	7	7	0	17	8	10	3	12	
尿路 肝炎症	人数	5	7	2	0	1	2	3	2	2	2	1	2	診察、検温、採尿 血液検査 抗生剤投与
	日数	22	29	7	0	4	7	13	13	4	11	7	8	
慢性心不全 の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	診察、聴診、検温、 酸素飽和度測定、血液検査 抗生剤投与
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3	診察（皮膚所見） 抗生剤投与、軟膏塗布
	日数	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	5	16	
蜂窩織炎	人数	0	1	2	0	0	0	2	1	0	2	3	0	診察（皮膚所見） 抗生剤投与、軟膏塗布
	日数	0	7	11	0	0	0	9	1	0	9	10	0	